

# あなたの国民年金

## パート27



国民年金はみんなで支えあう制度です

# 学生の皆さん！ 国民年金に加入されましたか

平成3年度から20歳以上の学生さんも加入が義務づけられました

### 加入すると

#### ● 在学中のケガや病気に年金の保障

万一、ケガや病気で障害者になったとき、障害の程度により障害年金が受けられます。

保険料を納めない期間が加入期間の $\frac{1}{3}$ 以上あるときは障害年金が受けられません。

保険料はきちんと納めましょう。

#### ● 将来年金が受けられます

学生の方が20歳から加入し、60歳までの40年間保険料を納めると、原則として65歳から満額の老齢基礎年金を生涯受けることができます。

### 保険料の免除

経済的な理由から保険料を納められないときは申請すると免除になる場合もあります。

#### 免除された期間は

受給額は減額されて、通常の $\frac{1}{3}$ になります。

免除を受けた期間は、生活にゆとりができたなら10年間さかのぼって納めることもできます。



問合せ 住民福祉課年金係  
☎84-1211  
(内線 155)

## 老齢基礎年金

保険料を納めた期間（免除を含む）が25年以上ある人が65歳から受けられます。

#### 年金を受けるために必要な期間

- ①国民年金保険料を納めた期間
- ②国民年金保険料の免除を受けた期間
- ③任意加入できる人が任意加入しなかった期間
- ④昭和36年4月以後の厚生年金や共済年金の加入期間
- ⑤第3号被保険者期間

これらを合計して、原則として25年以上の期間が必要です。

平成3年度65歳の年金額 702,000円

老齢基礎年金の計算式

$$702,000円 \times \frac{\text{納めた年数} \times 12月 + (\text{免除期間} \times \frac{1}{3})}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

#### Aさんの場合 昭和6年4月2日生

国民年金納付	20年6ヶ月	246月
厚生年金加入	8年6ヶ月	102月
未納	1年	12月

加入 30年 納付348月

$$702,000円 \times \frac{\text{国民年金} 246 + \text{厚生年金} 102}{30 \times 12} = 678,600円$$

#### 資格期間及び加入可能年数早見表

生年月日	資格期間 (年金を受けるために最低必要な期間)	加入可能年数 (満額の年金を受けるために必要な期間)
昭7.4.1以前	25年	30年
昭8.4.1以前	25年	31年
昭9.4.1以前	25年	32年
昭10.4.1以前	25年	33年
昭11.4.1以前	25年	34年
昭12.4.1以前	25年	35年
昭13.4.1以前	25年	36年
昭14.4.1以前	25年	37年
昭15.4.1以前	25年	38年
昭16.4.1以前	25年	39年
昭16.4.2以降	25年	40年

8月31日(土)は、国民年金8月分の納期です。